

食安輸発1218第8号  
平成24年12月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

オーストラリア産牛肉(内臓を含む。)の取扱いについて

標記については、平成24年8月9日付け食安輸発0809第2号により通知している  
ところです。

今般、腸管出血性大腸菌026、0111及び0157に係る試験法について、所要の改正を  
行ったことから、下記のとおりとし、同通知を別紙のとおり改正しますので、対応  
方よろしくをお願いします。

記

平成24年8月9日付け食安輸発0809第2号中、記の3. 検査の方法、

平成24年5月15日付け食安監発0515第3号「腸管出血性大腸菌026、0111及び0157  
の検査法について」によること。

を

平成24年12月17日付け食安監発1217第3号「腸管出血性大腸菌026、0111及び0157  
の検査法について」によること。

に改める。